

令和5年（ワ）第1113号 解約料条項等差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被 告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

文書送付嘱託申立書

令和5年12月28日

神戸地方裁判所第2民事部 合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 内 橋 一 郎



弁護士 加 藤 昌 和



弁護士 谷 口 芙 美



原告は、次のとおり文書送付嘱託を申し立てる。

1 文書の表示

独立行政法人国民生活センターが、別紙のとおり、令和4年9月21日付で公表した「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（令和4年度第2回）」において、「事案1 パーティー等の解約に関する紛争（3）」として記載された、相手方を被告（株式会社ポジティブドリームパーソンズ）とするADRに関する記録一式

2 文書の所持者

〒108-8602

東京都港区高輪 3-13-22

独立行政法人国民生活センター

(電話：03-3443-6555)

3 証明すべき事実

独立行政法人国民生活センターの ADR において、本件解約料条項に関し、被告を含む事件関係者が行った主張・立証内容（特に、本件解約料条項の運用と消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害に関する各当事者の主張・立証内容）を明らかにする。

これにより、本件解約料条項の不当条項性を立証する。

4 必要性

本件申立ての対象文書は、披露宴当日から起算して 500 日以上前に解約の申し入れがされたことに対し、被告が、本件解約料条項を根拠として申込金 20 万円の返還を拒否した事例に関して、独立行政法人国民生活センターが行った ADR に関する記録である。

同 ADR では、本件解約料条項の運用と消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害という本件と同一の論点について審理されている。本件解約料条項に基づく具体的事案について、当事者が行った主張・立証内容を確認することは、本件訴訟における真実発見及び審理の促進にも資するものである。

以 上